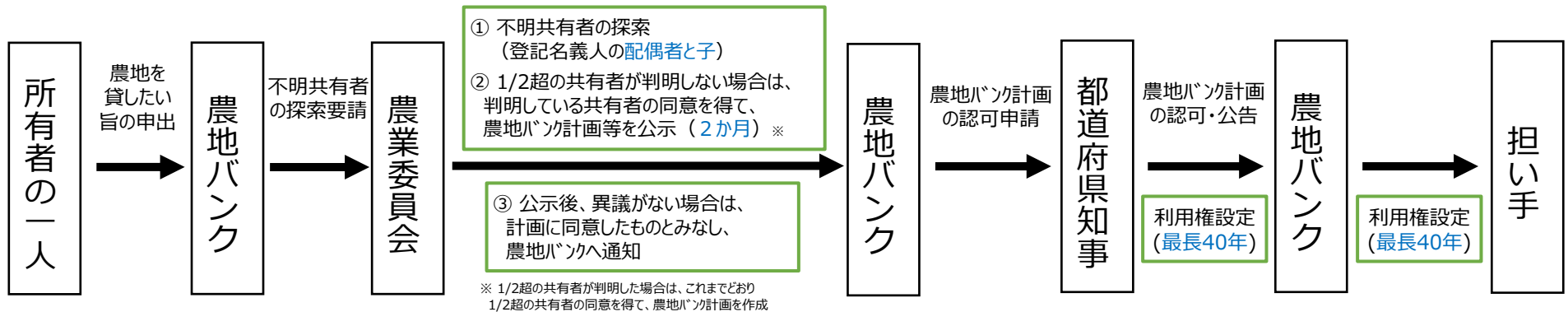


所有者不明農地制度の概要

- 所有者不明農地（相続未登記農地）の利活用を促進するため、平成30年11月に、**農業委員会による探索・公示等の手続を経て、農地バンクへ利用権を設定できる仕組み**を創設（農地バンク法・農地法）。その際、農業委員会による不明所有者の**探索範囲**について、登記名義人の**配偶者と子に限定**
- さらに、令和5年4月から、
 - ① 農地バンクの**利用権の設定期間の上限**について、20年から**40年に引上げ**
 - ② 農業委員会による探索後の**公示期間**について、6か月から**2か月に短縮**

■ 共有者（相続人）が2分の1超は判明していないが、1人以上判明した場合の手続 ⇒ 農地バンク法



■ 所有者が不明の場合、共有者（相続人）が1人も判明していない場合、共有者の中で貸付けに反対者がいる場合の手続 ⇒ 農地法

